

# 守成クラブ帯広

## 慶弔規程

### 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、慶弔金について定めたものである。

(慶弔金の種類)

第2条 慶弔金の種類は、次のとおりとする。

- ① 死亡弔慰金
- ② その他（代表が必要と定めた場合）

(適用範囲)

第3条 この規程は正会員本人及び配偶者、子、親、配偶者の親（以下「親族」とする）が死亡した場合とする。

### 第2章 死亡弔慰金

(弔慰金)

第4条 正会員及び親族が死亡したときは、次の区分により、遺族に対して死亡弔慰金を支給する。

期間	花輪・生花	香典
入会1年未満	なし	なし
入会1年以上3年未満	有	5,000円
入会3年以上	有	10,000円

- 2 葬儀の際には、会の名称および代表者名の花輪または生花等を供し、弔電は打たないものとする。
- 3 同一の支給事由について2人以上の有資格者がいるときは、年長者または喪主に対して支給する。
- 4 花輪または生花等は12,000円ぐらいのものを、正会員のお店に複数ある場合は順番に願います。

### 第3章 その他

(弔慰金等の手配・お届け)

第5条 花輪または生花等の手配は事務局長、若しくは事務局担当者が依頼する。

2 葬儀場への香典は、基本的に事務局長が直接お届けする。但し、事務局長がお届けできない場合は代表、副代表、世話人がお届けする。

(訃報のお知らせ)

第6条 正会員・(正)会員・準会員及びその親族が死亡したときは、事務局担当者が訃報のお知らせを速やかに会員へメール等でお知らせする。

### 付則

この規程は、平成21年10月14日の世話人会から施行する。